

平成20年分所得の申告相談が始まります

平成20年分の所得税（平成21年度市県民税、国民健康保険税等）の申告相談が2月中旬から始まります。

所得金額の多少に関わらず、確定申告をしなければ所得・課税証明書は交付されません。また、所得のない人についても、国民健康保険税の減額制度が受けられないだけでなく、福祉医療・教育・住宅・国民年金等の各種申請のときに支障をきたします。必ず適正な申告をしましょう。



確定申告が必要な人

一般の人の場合

農業・商業・工業・漁業など事業を営んでいる人

公的年金、地代や家賃の収入、不動産や株式売却などの所得がある人
生命保険や損害保険の満期・解約等で一時金を受け取った人など

給与所得者の場合

給与所得者のほとんどが、年末調整で所得税の精算をしているので、確定申告をする必要はありません。

ただし、次の人は確定申告をする必要があります。

給与所得および退職所得以外の収入がある人

2力所以上から給与を受けている人

確定申告により税の還付を受けられる人

次の項目に該当する人は、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付されます。

源泉徴収された税金（退職者で年末調整をしていない人、配当所得のある人）や、予定納税で所得税を納め過ぎの人

給与所得者で雑損控除、医療費控除、寄付金控除等の所得控除を受ける人

初めて住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受ける人

給与・公的年金所得者で確定申告をする人は、『源泉徴収票』が必要で

す。各種の保険料払込証明書や領収書と合わせて、申告相談まで大切に保管しておきましょう。

申告相談に持っていくもの

所得金額がわかるもの

給与・退職所得や公的年金等の源泉徴収票、報酬等の支払調書（原本）

収支内訳書

事業所得（営業、農業、不動産）のある人は、収支内訳書が必要です。すでに帳簿などで収支計算した人は、税務課および各支所市民サービス課窓口にある「収支内訳書」を、申告相談までに記入しておいてください。

不動産の使用料等の支払調書、配当証明書、公的年金以外の年金の支払調書、保険満期・解約等の一時金の支払調書、不動産の譲り受けの対価の支払調書など、それぞれの所得に対応した額の証明も添付する必要があります。

住宅借入金等特別控除

所得税から引ききれなくなった分の住宅借入金等特別控除額を市県民税から控除できます。

平成20年度市県民税でこの控除が適用された人は、12月末～1月上旬に、申請書を送ります。

送付のなかった人で次の要件に該当すると思う人は、税務課または各支所市民サービス課の窓口へ申し出てください。

平成18年分までに住宅借入金等特別控除が適用される人

の内、住宅借入金等特別控除の適用を受けることで、平成20年分の所得税額が0円となった人

住民税の公的年金からの

特別徴収制度が導入されます

公的年金受給者の納税の便宜を図るとともに、市における徴収の効率化を図るため、平成21年10月以降の公的年金から特別徴収制度（年金天引き）が導入されます。現在、納付書または口座振替で納めていただいている住民税が公的年金から天引きされます。

対象となる公的年金

老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金等（障害年金や遺族年金は対象外）

なお、複数の公的年金を受給している人は、その受給額の多少に関わらず、

所得控除金額などがわかるもの

生命保険料、損害保険料、個人年金保険料証明書、国民年金控除証明書
国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払証明書は税務課および各支所市民サービス課窓口で発行しています。国民健康保険等の支払証明書は市の申告相談へ来る場合は必要ありませんが、税務署などで申告する人はこの証明書を使ってください。
医療費の領収書
医療費控除を申請する場合には、医療費の合計額をあらかじめ計算しておいてください。
住宅借入金特別控除関係書類
身体障害者手帳等
障害者控除を申請する人は、申告の際に障害者手帳等の提示が必要になります。
また、要介護4もしくは要介護5の認定を受けている人は、介護保険料および各支所市民サービス課で発行する「認定証明書」を申告の際に提出していただくことで障害者控除を受けることができます。

申告に必要なもの

印鑑

所得税の還付を受ける人・納める人は必ず本人名義の振替先金融機関の口座が分かるものを持参してください。

また、納める人は、通帳の届出印鑑も忘れずに持参してください。

申告相談会場

申告相談会場は、次の7カ所です。
平成21年1月1日現在に住民票がある町の申告相談会場で、申告をしてください。

住所がある町	会場 (受付時間：午前9時～午後4時)	問い合わせ (税務課および各支所市民サービス課)
高瀬町	三豊市役所 西館大会議室	73-3006
山本町	山本庁舎 2階小会議室	63-1000
三野町	三野町社会福祉センター 1階会議室	73-3111
豊中町	豊中町福社会館 1階会議室	62-1000
詫間町	詫間福祉センター 第1会議室	83-3111
仁尾町	仁尾庁舎 2階会議室	82-5100
財田町	財田町公民館 中会議室	67-0100

申告日程などについては、2月号の広報といっしょにお知らせします。

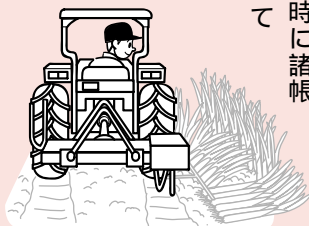
プライバシー保護の観点から、原則として申告に来られた人のみの相談となりますが、ご家族の代理申告をする場合は、その人の申告に必要な資料(源泉徴収票など)を持参してください。

農家の皆さんへ

農業所得の申告方法は収支内訳書でのみ受け付けるようになっていきます。

農業所得は、各自で通帳や帳簿、出荷先(農協・市場等)で調べた農産物ごとの収入金額、科目ごとの経費金額により「収支計算書」を作成し、申告相談に持参してください。昨年中に農業用機械を購入した場合はその領収書等も合わせて持参してください。

農業用機械の経費(減価償却費)の計算が複雑なため、収支内訳書を完成させるのが困難な人は、分かる範囲まで記入して申告時に諸帳簿を持参してください。



別徴収を行う公的年金については優先順位が決められており、高順位の公的年金から特別徴収されます。

対象となる人

前年中に対象となる公的年金の支払を受けている65歳以上の人で、次に該当する人。

対象となる公的年金の給付額が年額18万円以上である場合

当該年度の特別徴収税額が対象となる公的年金給付額の年額を超えない人
介護保険料が特別徴収されている人

徴収する税額

公的年金等の所得にかかる所得割額および均等割額

給与所得等、公的年金以外に所得がある人の所得割額等は別途徴収されます。

特別徴収の対象税額と徴収方法

特別徴収 (年金天引き)			普通徴収 (納付書および口座振替)	
2月 ^{22年}	12月	10月	8月 (二期)	6月 (二期)
"	"	年税額から普通徴収した合計額を控除した額の1/3	"	年税額の1/4

